

訪問看護重要事項説明書

1. 当社が提供するサービスについての相談窓口

医療法人 社団 普照会 井上記念訪問看護ステーション

電話 043-245-4353 (月曜日～土曜日 9時～17時)

※ご不明な点は、なんでもおたずねください

2. 医療法人社団普照会 井上記念訪問看護ステーションの概要

(1) 訪問看護の指定業者番号およびサービス提供地域

事業所	井上記念訪問看護ステーション
所在地	千葉市中央区新田町 1-16
電話番号	043-245-4353
FAX 番号	043-245-1391
介護保険指定事業者番号	訪問看護 (千葉県 1260191205 号)
サービスを提供する地域	事業所より 6 km 圏内 (6 km 以上は要相談)

※提供サービス地域以外の方もご希望があればご相談ください。

(2) 事務所の職員体制 : 管理者 1 名 看護師 2.5 人以上配置(兼務含む)

理学療法士・作業療法士 適当数 事務員 1 名

3. 事業の運営方針

- (1) 主に高齢者などの心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活の維持・回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅医療が継続できるよう支援します。
- (2) 事業の実施にあたっては、保健所・市町村及び医療機関などの関係機関ならびに保健・医療・福祉の関係職種等と密接な連携を図ります。
- (3) 質の良い訪問看護サービスを提供するために、訪問看護職員の研修を継続的に行い、資質の向上に努めます。

4. 営業日・営業時間

営業日	月曜日～土曜日 9時～17時
-----	----------------

※休日: 日曜日・祝日 (年末12月30日～1月3日)

※ご利用者さまの状況に応じて必要な場合には営業時間以外での訪問看護を行っています。

5. サービス内容

- (1) 症状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持、食事及び排泄等の日常生活の世話
- (3) 褥瘡の予防・処置
- (4) リハビリテーション
- (5) ターミナルケア、認知性患者の看護
- (6) 療養生活や介護方法の指導
- (7) カテーテル等の交換・管理
- (8) その他医師の指示による医療処置

6. 利用料金

(1) 利用料金についての詳細は別途参照

(2) 交通費

前期2の(1)のサービスを提供する地域への交通費は無料です。

6km以上は要相談となります。

医療保険・自費で訪問看護をご利用の場合は、6km以上は1回の訪問につき500円頂きます。

(3) 駐車料金

安全に駐車できるスペースを確保して頂きます。

医療保険で訪問看護をご利用時はパーキング代を別途頂きます。

(4) キャンセル料

サービスの前日までにキャンセルのご連絡を頂いていない場合や、事前に通知することなくサービスが中止になった場合は、キャンセル料と料金の自己負担分と交通費をお支払い頂きます。

キャンセル料 1,000円

但し、急な緊急受診、緊急搬送、体調不良による入院等は除く

(5) 自費のサービスについて

エンゼルケア:ご希望にて死後のご遺体のケアを致します。

15,000円(医療保険・介護保険共に適応外の為)

医療保険や介護保険が利用できない場合に、自費で訪問看護が利用できます。

1時間 9,000円(非課税) 30分 5,000円(非課税) 20分 3,000円(非課税)

主治医からの指示以外で、ご利用者様の希望により休日・営業時間外に訪問看護を行った場合の差額費用

1回毎 2,500円(非課税) / 医療保険のみ

7. 支払いについて

(1) 支払方法

事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して翌月に利用者に交付します。

利用者は、預金口座振替登録が完了するまでは、当月の料金の合計額を集金か振込にて翌月に支払います。

8. サービスの利用方法

(1) サービス開始について

まずは電話でお申込みください。当ステーションの職員がお伺い致します。

訪問看護計画書作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※居宅サービス計画書の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員に相談してください。

(2) サービスの終了

- 1 利用者は、事業者に対して、文書で通知することにより、いつでもこの契約を解除する事ができます。
- 2 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - (1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - (2) 事業者は守秘義務に反した場合
 - (3) 事業者が利用者やその家族に対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - (4) 事業者が破産した場合
- 3 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヵ月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。
 - (1) 利用者のサービス利用料金の支払いが3ヵ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、30日以内に支払われない場合
 - (2) 利用者が、事業者やサービス事業者に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合
- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - (1) 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - (2) 利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
 - (3) 利用者が死亡した場合、若しくは被保険者資格を喪失したとき

9. 事故発生時の対応方法

事業者は、現に訪問看護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医等に連絡を取る必要な措置を講じます。

10. サービス内容に関する苦情

(1) 当社お客様相談・苦情担当

当社訪問看護に関するご相談・苦情および訪問看護サービス計画に基づいて提供している各サービスについてご相談・苦情をうけたまわります。

担当部署:井上記念訪問看護ステーション 電話 043-245-4353 担当者:南山

(2) 当社以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

千葉県高齢障害部介護保険事業課

電話 043-245-5062

上記取り扱い困難な場合

千葉県国民健康保険団体連合会 苦情処理窓口 ※ただし土日・祝日は除く

電話 043-254-7428

11. 虐待防止のための具体的措置について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止責任者を選任しています。虐待防止に関する責任者（管理者 南山 千佳子）
- (2) 苦情解決のための体制を設備しています。
- (3) 研修等を通じて、従業員の事件意識の向上や知識・技術の向上に努めます。
- (4) サービスの提供中に家族・同居人等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

12. 感染対策について

- (1) 職員の清潔の保持及び健康維持について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 感染予防を適切に実施するための委員会を設置し、担当者を選任しています。
- (4) 従業者に対し感染症等に関する知識を習得させ、必要な教育を継続的に行うための研修を定期的に実施します。

13. 災害対策及び事業継続計画(BCP)の策定について

- (1) 感染症や非常災害時において、サービスの提供をできるだけ継続的に実施するため又は早期に再開するための計画を策定し、必要な措置を講じます。
- (2) 業務継続を図るための対策を検討する委員会を設置し、担当者を選任しています。
- (3) 従業者に対し、業務継続計画の内容について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的に実施します。

訪問看護の提供にあたり、利用者に対して契約書及び本面書面に基づいて重要な事項について説明しました。

20 年 月 日

事業者

住 所 千葉市中央区新田町1-16

名 称 井上記念訪問看護ステーション

説明者： 管理者 南山 千佳子

私は、契約書および本書面により、事業者から訪問看護についての重要な事項の説明を受けました。

利用者

住 所

氏 名 印

(代理人) 住 所

氏 名 印 〈続柄〉